

漁港関係工事積算基準 の 改定・追加・訂正

適用年月日
(令和6年(2024年)2月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考
第2部 漁港関係工 事積算基準 標準歩掛 第3章 直接工事費 の施工歩掛 1220 仮設工 運用資料-3	仮-16	運用資料-3 防寒費に係る取扱いについて 1 適用基準 防寒費に係る基準は、「土木工事積算基準」を適用する。 2 コンクリート防寒養生費における取扱い 代価表(歩掛)に特別の定めがある場合を除き、コンクリート打設で特殊養生(防寒養生)を別途計上する場合は、一般養生分として、10m ³ 当り 普通作業員×0.01 の費用を控除すること。 なお、一般養生の控除に対応した施工単価コードは次のとおりである。 ・小規模構造物防寒養生(ジェットヒータ養生)【DH480320】 ・仮囲い内ジェットヒータ養生【DH480350】	運用資料-3 防寒費に係る取扱いについて 1 適用基準 防寒費に係る基準は、「土木工事積算基準」を適用する。 2 コンクリート防寒養生費における取扱い 代価表(歩掛)に特別の定めがある場合を除き、コンクリート打設で特殊養生(防寒養生)を別途計上する場合は、一般養生分として、10m ³ 当り 普通作業員×0.01 の費用を控除すること。 ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~	記載の削除

運用資料－3 防寒費に係る取扱いについて

1 適用基準

防寒費に係る基準は、「土木工事積算基準」を適用する。

2 コンクリート防寒養生費における取扱い

代価表(歩掛)に特別の定めがある場合を除き、コンクリート打設で特殊養生(防寒養生)を別途計上する場合は、一般養生分として、 10m^3 当り 普通作業員 $\times 0.01$ の費用を控除すること。

3 場所打式本体工(水中コンクリート)

1) 防寒費について

場所打式本体工(水中コンクリート)を寒中コンクリートとして施工する際は、適切に防寒費を積算計上すること。

2) 耐寒剤の使用について

外海に面する防波堤等については、耐寒剤使用を標準とする。
なお、上記以外の構造物については、「5 その他の工種」による。

4 上部工(上部コンクリート、胸壁コンクリート)

上記1 「場所打式本体工(水中コンクリート)」と同様とする。

5 その他の工種

その他の工種については、通常の防寒囲い、防寒養生の組み合わせを標準とする。

耐寒剤の使用については、次頁「寒中コンクリート施工における耐寒剤の選定フローと解説(参考)」により判断すること。

6 その他

耐寒剤の積算・施工管理については、「耐寒剤を用いる寒中コンクリートの運用(案)について(通知)：平成14年9月11日付け建技第427号」、「耐寒剤を用いる寒中コンクリートの運用(案)の留意事項について：平成21年9月14日付け建技第720号」、「耐寒剤運用マニュアル(案)：平成17年3月通年施工推進協議会」により適切に積算等を行うこと。

また、耐寒剤使用時のシート囲いは図－1 養生シート標準図を参考にすること。

図－1 養生シートの標準図

